

## 鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内において再生可能エネルギーの導入を地域活性化へと展開する事業(再生可能エネルギー発電設備の導入やそこから供給されるエネルギーの利用のみならず、地域の課題解決や地域メリットの創出を視野に展開する再生可能エネルギー利活用事業(以下「地域エネルギー事業」という。))の普及啓発、計画策定又は実施をする者の取組を支援し、温室効果ガスの削減、エネルギー自給率の向上及び地域の活性化を目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「対象事業」という。)について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表の第2欄に掲げる者

(2) 別表の第3欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業(以下「間接補助事業」という。)に要する同表の第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号。以下「消費税法」という。)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第5欄に定める率を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。以下同じ。)以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる者が対象事業を行う場合にあっては、補助対象経費の合計額(仕入控除税額を除く。)に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額以下、市町村が間接補助金を交付する場合にあっては、間接補助金の合計額に同欄に定める率を乗じて得た額以下とし、上限はそれぞれ同表の第6欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、同表の第7欄に掲げる期間とする。

3 なお、第1項第1号の者及び間接補助事業を実施する者は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。)への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号から様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入

控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接補助の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける市町村長は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助対象事業及び内容を追加する変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号から様式第3号によるものとする。

（進捗状況報告の時期等）

第8条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

（間接的な変更等の承認）

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、第8条第1項に定める変更を定めてはならない。

（指示等の報告）

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、交付対象事業の完了又は中止若しくは

廃止の日から起算して20日を経過する日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号から様式第3号によるものとする。
  - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。この場合においては、その報告書に様式第6号による集計表を添付しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第12条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（財産の処分制限）

- 第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
    - (2) その他交付目的を達成するために処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（間接的な財産処分の承認）

- 第14条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分を承認しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
  - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
  - 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（雑則）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。ただし、平成30年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	4 補助対象経費	5 補助率	6 補助 上限額	7 事業実 施期間
事業名	内容	3 間接交付事業者				
体制づくり・啓 発事業	地域、民間事業者、NPO等が連携・協働して行う、人材の発掘・育成や協議会等の体制づくり、普及啓発等の取組	自治会、町内会や地域エネルギー事業を行う任意団体（以下「地域団体」という。）、特定非営利活動法人、民間事業者等 ----- -	第1欄の補助事業を実施するために要する以下の経費。 謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10	300 千円	当年度 末まで
構想・計画策定 事業	市町村、民間事業者、NPO、住民等が連携・協働して行う、地域エネルギー事業に係る計画の策定・検証、協議会の開催等の取組（市町村を含む協議会等の組織を要件とする。）	市町村 ----- 地域団体、特定非営利活動法人、民間事業者等	第1欄の補助事業を実施するために要する以下の経費。 謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	2,000 千円	翌年度 末まで
構想・計画実現 事業	市町村、民間事業者、NPO、住民等が連携・協働して行う、地域エネルギー事業に係る計画実施、協議会の開催等の取組（市町村を含む協議会等の組織を要件とする。）	市町村 ----- 地域団体、特定非営利活動法人、民間事業者等	第1欄の補助事業を実施するために要する以下の経費。 謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、施設整備費	1/2	4,000 千円	翌年度 末まで

（注）地域団体は以下の要件をすべて満たすこと。

- 1) 団体の本拠としての事務所を県内に有し、主として県内で活動する団体
- 2) 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意志決定により事業執行ができること
- 3) 独立した経理の機能が確立していること。
- 4) 代表者が明らかであること。
- 5) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金事業計画（報告）書

補助事業者名 \_\_\_\_\_

事業名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施場所	
本補助金以外の県からの補助金等の助成の有無	1 有 2 無
国等の補助金等の助成の有無	1 有 2 無 ※1の場合、国等の補助金等の助成対象経費は本補助金対象とならない。事業の概要欄に国等の補助金等の助成対象経費及び対象外経費の詳細を記載すること。
事業の目的及び効果	
事業の概要	
県内事業者への発注が困難である理由	（止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載）

- (注) 1 補助対象事業ごとに作成し、参考資料がある場合は、併せて提出すること。  
 2 事業計画書として提出する際、地域団体が申請する場合は団体の規約、役員名簿等を添付すること。  
 3 事業報告書として提出する際は、事業の実施状況が把握できる写真・チラシ・パンフレット等の資料を添付すること。

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度 鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金 対象事業費算定計画(報告)書

補助事業者名

(単位:円)

補助事業区分	実施主体	事業名	補助対象事業の所要経費			補助金基準額
			支出(予定)額 ①	寄付金その他の 収入(予定)額 ②	対象事業費 (算定基準額) (①-②) ③	補助金基準額 (③×10/10又は 1/2) ④
(1)体制づくり・啓発事業					0	0
					0	0
(2)構想・計画策定事業					0	0
					0	0
(3)構想・計画実現事業					0	0
					0	0
合計 (④欄下段は、千円未満切り捨てた額)			0	0	0	0
						0

(注1) 1事業1行とすること。行が不足する場合は、行を追加すること。

(注2) 間接補助の場合、①の欄には、市町村が間接補助事業者に交付する額を記載し、事業名欄に総事業費を()で記載すること。

(注3) ④の合計欄に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。



年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年  
度鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、  
鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条  
第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の  
規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業  
の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

算定基準額	金	円
交付決定額	金	円

3 補助額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県地域エネルギー社  
会推進事業補助金交付要綱（平成28年6月3日付第201600036839号鳥取  
県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第1項及び同条第2項の規定を適  
用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）  
のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に  
従わなくてはならない。

職氏名 様

所在地  
名称  
代表者

印

年度年度鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

単位[円]

補助金等の名称		
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
初年度の実績 ①		
次年度の実績額 ②		
今後の実施予定 ③		

(注) ①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。

様式第6号（第11条関係）

年度鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金仕入控除税額集計表

事業主体名	仕入控除税額 (A)	補助率 (B)	補助金から控除すべき額 (A×B)	備 考
合 計				

- (注) 1 事業主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額を記載すること。
- 3 「補助金から控除すべき額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第7号（第11条関係）

年度鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

職氏名 様

所 在 地  
名 称  
代 表 者 印

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県地域エネルギー社会推進事業補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金の確定額<br>( 年 月 日付 第 号による通知額)                | 金 | 円 |
| 2 上記に係る補助対象経費の額                                 | 金 | 円 |
| 3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額                    | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$          | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

